

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の流れ

『受領委任払い』	『償還払い』
①相談 被保険者からケアマネジャー、又は市に受領委任払いでの福祉用具購入について相談	①相談 償還払いについては事前の相談を要しない。
↓	
②事前確認申請 被保険者とケアマネジャー及び特定福祉用具販売事業所と協議し、「居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関する申出書」を市に提出	
↓	↓
③確認 市に申出書が提出された際、受領委任払いの対象者の要件を満たしているか確認し、申出書受理	
↓	
④購入 被保険者は、特定福祉用具販売事業所から福祉用具を自己負担額で購入し、領収書を発行してもらう。	②購入 被保険者は、特定福祉用具販売事業所を選び福祉用具購入に要した費用を支払い領収書を発行してもらう。
↓	↓
⑤支給申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、福祉用具購入費支給の申請をします。 ・介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任用) ・領収書(購入した費用の利用者負担額) ・購入した福祉用具のパフレット	③支給申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、福祉用具購入費支給の申請をします。 ・介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書 ・領収書(購入に要した費用) ・購入した福祉用具のパフレット
↓	↓
⑥支給申請の決定及び支給 市は⑤の申請について審査後、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付、指定口座に振込み。	④支給申請の決定及び支給 市は③の申請について審査後、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付、指定口座に振込。